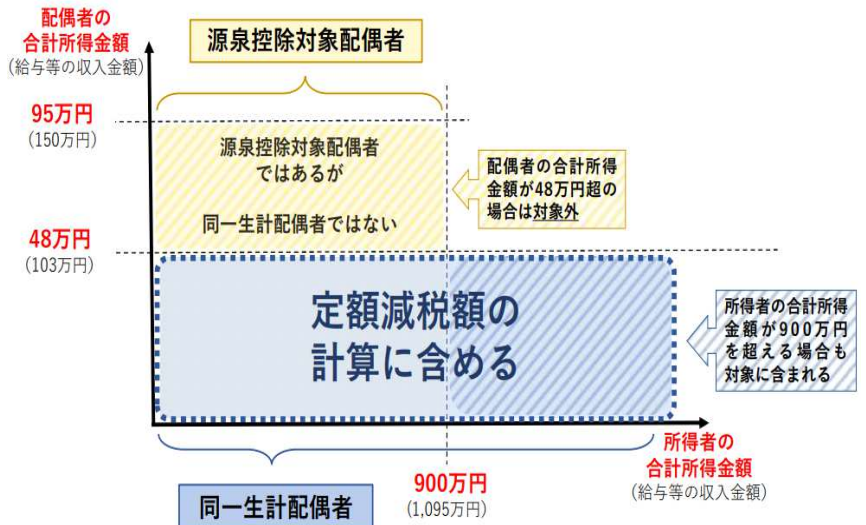


① 同一生計配偶者の把握ミスに注意

6月から給与所得者に係る定額減税の月次減税事務が始まります。給与担当者は、従業員等から対象となる基準日在職者と、その同一生計配偶者と扶養親族を正しく把握することが求められます。

月次減税の対象となる同一生計配偶者（居住者に限る）は、原則として提出済みの扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」に記載されている情報で把握できます。ただし、扶養控除等申告書上の「源泉控除対象配偶者」が居住者であっても、全員が対象になるわけではなく、合計所得金額の見積額によっては対象外となるケースがあります。

【定額減税の対象となる同一生計配偶者の範囲】



② 所得48万円超の配偶者は減税対象外

月次減税の対象者は、従業員等のうち、令和6年6月1日現在、勤務中で、源泉徴収税額表の甲欄が適用される（扶養控除等申告書を提出している）居住者である“基準日在職者”に限定されます。月次減税額は、基準日在職者の3万円に、その同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円を加算して計算します。

対象となる同一生計配偶者とは、基準日在職者と生計を一にする配偶者で、令和6年中の合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下である居住者のことです。合計所得金額が48万円超の配偶者は、そもそも同一生計配偶者に該当せず、定額減税の対象外となるため、月次減税額に配偶者分として3万円を加算することにはならないこととなります。

【扶養控除等申告書に記載された情報から月次減税の対象となる同一生計配偶者を把握する方法】

① 48万円以下の場合

- 「配偶者控除」の対象
- 「定額減税」の対象となる同一生計配偶者に該当

→ 月次減税の対象に含める

② 48万円超95万円以下の場合

- 「配偶者特別控除」の対象
- 「定額減税」の対象となる同一生計配偶者に該当しない

→ 月次減税の対象に含めない

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ）あなたの氏名	あなたの生年月日
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	あなたの氏名
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所（郵便番号）	配偶者の有無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、高齢者、ひとり親又は労働学生等のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要があります。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの氏名	生年月日	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月
源泉控除対象配偶者（注1）						生計を一にする事実		

※国税庁「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を加工

③ ○印の記載がある場合

- 「定額減税」の対象となる同一生計配偶者に該当しない

→ 月次減税の対象に含めない

【月次減税の対象となる同一生計配偶者を把握するために確認する申告書】

同一生計配偶者の区分	確認する申告書
[ア] 基準日在職者の合計所得金額が900万円以下として源泉控除対象配偶者に該当し、扶養控除等申告書に記載がある場合	扶養控除等申告書（A欄「源泉控除対象配偶者」）
[イ] 基準日在職者の合計所得金額が900万円超として源泉控除対象配偶者に該当しないため、扶養控除等申告書に記載がない場合	「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」（【源泉徴収に係る申告書として使用】にチェック）